

## 新型コロナウイルスの感染拡大による生活困窮者自立支援事業への影響

### 1. 相談を受ける現場の状況

#### 1) 新規相談件数が急増している

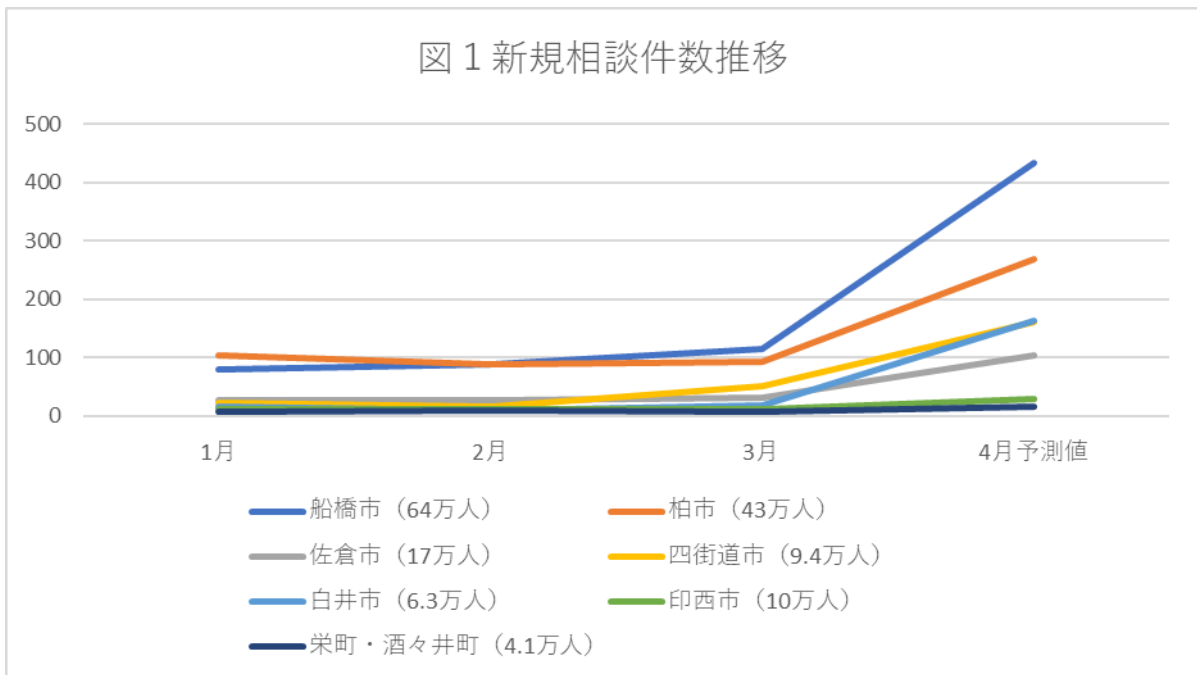
表1、図1に示す通り1・2月に比べ3月から新規相談件数が増加し始めている。特に4/6から4/10の新規相談件数は5営業日だけでほぼ一か月分の相談がきており、これが単純に1カ月=4週間続いたとすると、通常の3~4倍の新規相談件数となることが予測される。

さらに4/20から住居確保給付金の支給対象要件が大幅に緩和されたことでこの増加傾向に一層拍車がかかることは避けられないと予想される。

自治体（人口）	1月	2月	3月	4月予測値	3月比	4/6-10
船橋市（64万人）	80	88	114	432	379%	108
柏市（43万人）	104	88	93	268	288%	67
佐倉市（17万人）	26	26	31	104	335%	26
四街道市（9.4万人）	22	16	52	160	308%	40
白井市（6.3万人）	15	10	17	164	965%	41
印西市（10万人）	11	11	12	28	233%	7
栄町・酒々井町（4.1万人）	8	9	6	16	267%	4
※4月予測値は4/6-10新規件数の四倍。						

※各数値は暫定的なものです。

図 1 新規相談件数推移



## 2) 社協（生活福祉資金）を経由した相談が多い

市町村社協が受付窓口となっている生活福祉資金の内、緊急小口資金、総合支援資金において特例貸付が開始された影響で各社協の貸付申請が急増している。

総合支援資金を申請する場合、基本的に住居確保給付金も同時に申請することになっているため、生困窓口の住居確保給付金申請件数も増えている。例年は大規模な自治体でも年間 10~20 件程度の申請件数であったのが、一日で 10 件の申請が寄せられている自治体もある。

また、緊急小口資金の申請にあたっては場合によって家計再生プランの作成が求められることもあり、この場合も生困窓口が支援に関わることになる。

さらに、社協へ貸付の相談に行ったものの貸付要件に合致せず、そのまま生困窓口を紹介されるケースもある。

相談者増加の流れとして、先ず社協への相談が増加し、そこから流れてくるケースと住居確保給付金等を目的とし直接生困の窓口へ来るケースの二方向から相談が増加していると思われる。

## 3) 新型コロナ感染対策が求められている

ある自治体では、職場で感染者・死亡者が出ていてかつ自身も発熱があった相談者が事前連絡なしで来所されるケースもあり、現場での感染対策が必要である。

こうした感染リスクに対する感度は各自治体所管課によってかなり温度差がある。

厚労省より事務連絡として就労準備支援事業については、直接集まったのセミナーや利用者同士の接触を避けられない就労体験等は実施を見送るよう指示があった。

## 4) 保育園等の休園による相談員の休業が出ている

緊急事態宣言が出されたことにより、各地で保育園が休園になっている、またはなりつつある。生困の相談員が保育を認められる「特定の業種」にあたるかどうかは自治体

に確認中である。すでに相談員から休業の申請が出ているケースもあり、現場の人員が更に不足することが懸念される。

## 5) まとめ

新規相談件数の急増、住居確保給付金の煩雑な申請作業、新型コロナウイルスの感染リスク、職員の休業など様々な負荷によってすでに現場は疲弊し始めている。この状況が長期間に及ぶとすれば、現状の人員で対応を続けることは困難であり「医療崩壊」ならぬ「相談崩壊」に近い。

## 2. 現場の対応

### 1) 相談員の増員や、自治体の協力は自治体ごとに異なる

生活に窮迫している相談を断ることはできないため、現場の相談員の奮闘に頼っているというのが現実である。訪問や不急の面談を減らすことで、対応できる件数を増やす努力はすでに行っている。

平常時に行っているような相談者の気持ちに寄り添ったきめ細かな相談支援が難しくなっているとの声もあがっている。

窓口の体制崩壊を防ぐためには緊急的な人員増が求められるが、現在、人員増が現実化したのは当法人が受託している中では1自治体のみである。もう一つの対策として、2自治体（この内一つは人員増を決めた自治体）では、住居確保給付金の受付業務を市の所管課が担う方針が出されている。

実質的に停止している就労準備支援事業の相談員を自立相談の応援に回すケースもある。

### 2) 新型コロナ感染対策として様々な取組みを実施している

現場では、①受付票に自身の発熱や家族・職場での発熱の有無などを記入する欄を設ける、②入口に発熱のあった方は入室前に電話でご相談いただくよう促す貼り紙をする、③相談ブースにアクリル板やビニールシートを貼る。④職員の事務スペースと相談室を完全に別室にする、⑤極力面談は減らし電話やメールでの相談を中心にする、といった対策を各々の窓口で取っている。

一斉に相談員が感染し機能停止することを防ぐため、事務所を二か所に分けて配置する自治体もある。また、交代で休む分散勤務も間もなく開始する窓口もある。

### 3) 企業開拓が進んでいる窓口もある

特に相談者が多い自治体においては、すぐにでも就労可能な「即戦力」の相談者が増えたことで企業開拓が進んでいる一面もある。

### 4) 就労準備で在宅プログラムを実施している

ある自治体の就労準備支援事業では就労体験の代替として、在宅でのマスクづくりなどの在宅プログラムを実施している。ビデオ通話でのグループワークも検討したが実施できる環境が家にはない利用者が多く断念した。

## 3. 緊急事態が継続した場合の働けない人への支援システム

### 1) 在宅で行えるプログラムの開発と環境整備

現状では、就労準備支援事業などの利用者を集めてのセミナー等が実施できない状況にある。この状況が続くのであれば、タブレット端末+モバイルルーターの貸し出しを各利用者に行うことで在宅でもグループワークやセミナーが行える環境を整備することも必要と考えられる。

## 2) 就職が難しい相談者の出口戦略

急増した新規相談者の内、半数以上は数カ月間の内に就職先を決めるかもしれない。一方で一定数の「働きづらい人たち」が残っていくことは容易に想像できる。こうした相談者の「出口」が必要である。

働きたくても働きづらい方を積極的に採用してくれたり、柔軟な働き方を受け入れてくれたりする企業の開拓のため、現状の人員の他に「企業開拓員」のような専門特化した人員が求められる。

同時に、HW や若者サポステ、ナカポツ等の活用拡大などもしていく必要があると思われる。新型コロナの感染対策を行った上で、特にナカポツやA・B型作業所、就労移行等を障害者手帳のない生活困窮者が垣根なく利用できるようにすることも必要ではないか。